用刊 目本行政 no.623 10 no.623 10

Top 令和6年度行政書士制度 Message 広報月間について



- ◆ Leadership
- ・行政書士の強みをいかした制度作り
- ◆ Special Report
- ・特定和解について

- Topics
- 行政書士制度広報月間の取組



一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました! 詳細はお知らせ記事を御確認ください。

Image for the future





令和6年度行政書士制度 広報月間について

毎年10月の行政書士制度広報月間は、国民の皆様に行政書士制度をPRする重要な機会です。また、日行連と単位会が協力し合い、全国一斉に広報活動を展開することで、各種事業活動に弾みをつけ、活性化させるという大きな意義があります。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行され、対面を含む幅広い広報活動が実施できる環境になりました。コロナ禍において行った各種のコロナ対策関係の支援の経験をいかして、昨今頻発している自然災害等による被災者を始め、様々な生活上の困難から不安や悩みを抱える方々の御相談に行政書士として応えてまいります。

日行連は、これまで「そうだ、行政書士に相談し

よう!」という気運を高めるべく様々な事業活動を 展開してまいりました。この機会に、全国の会員が それぞれの地域社会と密接に関わりを持ち、地域の 皆様のための活動を通じて行政書士の認知度を高め ることが、社会的評価の向上に資することにつなが るとの認識を新たにしていただきたいと存じます。 本年度においても、関係の皆様の更なる御協力をい ただき、次のとおり「広報活動」と「監察活動」の 二つの視点から活動を推進いたします。

■ 広報活動について

日行連の主な広報活動としましては、例年どおり 国民や事業者の皆様に行政書士制度を広報する活動 を推進いたします。全国一斉電話相談の開設及び各地域における「行政書士無料相談」の実施を主導するとともに、総務省や全国の自治体の後援を得た行政書士制度 PR ポスターの掲示による制度の周知を推進いたします。これを受け、各単位会や各地域の支部においては、街頭無料相談会の実施や市民向け公開セミナーの開催など、具体的な取組を展開してまいります。

私たち行政書士は、国民の皆様に寄り添う存在です。相談会では、相談者に寄り添いながら、行政書士ならではの広い視野に基づく専門的な知見から解決に向けての助言を行うことはもとより、事実的・心情的な解決をも目指し、相談者に満足していただけるように努めていただきたいと思います。国民の皆様に「そうだ、行政書士に相談しよう!」と自然に想起していただけるように努め、本年度も多くの国民の皆様に御相談いただけるよう願っています。

■ 監察活動について

監察活動とは、国民のために、行政書士でない者 (以下「非行政書士」という。)が行政書士業務を行 うことを防ぐための活動です。広報月間は、各地域 における監察活動を強化する期間として、職域の確 保及び行政書士制度の普及推進に努め、行政書士法 の遵守徹底及び非行政書士による行政書士業務の排 除のための活動を推進いたします。

この活動を適切に行うことにより、依頼者が法外な手数料を負担させられることを防止したり、個人情報の流出等を防止することができます。国家資格者として都道府県知事の指導監督を受ける行政書士と何ら監督を受けることのない非行政書士とでは、依頼者である国民の皆様にとって安全性・適切性・確実性に大きな差があることは言うまでもありません。コロナ禍における持続化給付金の不正受給等に非行政書士が関わり、国民の権利利益が侵害され、大きな社会問題になったことも記憶に新しいことと思います。このような事態を未然に防ぎ、国民が行政書士を利用できる環境を整備し、国民の権利利益の実現に資するためにも、各地における継続的な監察活動は不可欠です。

各単位会におかれましては、日頃から、官公署を

訪問し、非行政書士の排除に関する協力依頼を行うとともに、行政書士法違反者並びに疑義のある者に対し警告や指導を行っていただいていることと存じます。この機会に、官公署との連携を更に密にしていただき、非行政書士の排除に関する協力関係をより強固に構築していただきますようお願いいたします。また、指導後の是正が行われたかどうかの確認にも集中的に取り組んでいただき、一歩進んだ課題の抽出等にいかしていただければと思います。日行連としましても、全国的な取組の成果を参考にさせていただきながら、各単位会にも共有を図り、急速に進む社会のデジタル化を踏まえた新たな監察活動の確立や、行政書士制度の維持発展に向けた諸課題の解決に向けて、関係部署において議論を重ねてまいりたいと考えています。

以上、これらの活動を通じて、地域社会に貢献し、 国民の皆様の制度への理解と信頼を深めることを もって、行政書士制度の維持発展につなげてまいり たいと考えています。本年度におきましても、行政 書士制度広報月間における各種事業の推進に御支援 御協力のほどよろしくお願い申し上げます。



【参考】日本行政書士会連合会ホームページ 令和6年度行政書士制度 PR ポスター・動画が完成しました (お知らせ)

https://www.gyosei.or.jp/news/20240801-0

日本行政

MONTHLY No.623 OCTOBER. 2024

Contents

Top Message	令和6年度行政書士制度広報月間について	1
Leadership	行政書士の強みをいかした制度作り	4
Special Report	特定和解について	5
Topics	行政書士制度広報月間の取組 広報月間の推進に向けて	8 9
Information	「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ 一般倫理研修の受講について	13
	 ■ Pick UP!単位会 ■ 秋桜日記 ~特定行政書士への誘い~ ■ 中央研修所通信10月号 ■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん ■ 日行連の主な動き(8月) ■ コスモスInformation ■ 令和6年度行政書士制度PRポスターの撮影現場から ■ 全行団ニュース ■ 会員の動き/広報部員のひとり言/ 	

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~



令和6年能登半島地震に係る 被災者支援のための無料電話相談

■電話番号:0120-346-092

■開設期間:令和6年8月1日(木)~

同年 12月 27日(金)(平日のみ)

■受付時間:午前 10 時から午後 4 時まで

■業務実績のある行政書士につながります

日本行政書士会連合会 •Eメール nichigyoren@gyosei.or.jp •ホームページ https://www.gyosei.or.jp/



行政書士制度の 発展のために

行政書士の強みをいかした制度作り

副会長 平岡 康弘



副会長を拝命し2年目を迎えました。常住会長の指導の下、多くの役員や会員そして事務局職員の 皆様に支えられ、日行連の業務を進められていることに感謝申し上げます。

今回は、私が担当する法規監察部の活動の報告と最近思っていることに少し触れてみたいと思います。

1. 法規監察部の活動報告

近年、総会や地方協議会などで「監察読本」が取り上げられるようになりました。「監察読本」は 平成23年に法規監察部にて編集し日行連から発刊され、日行連並びに各単位会における監察活動の 手引書として活用されてきましたが、発刊から十数年経過していることやデジタル社会に対応してい るのかという意見が寄せられました。そうした意見を踏まえ「監察読本」の内容について部内で協議 いたしました。その結果、「監察読本」自体、時は経過しているとはいえ非常に完成度の高いもので あることから、内容については発刊以降の法改正を反映させるに留め監察事例の追加と新しい手引書 を作成したらどうかとなり、現在その方向で活動しています。

手引書の作成に際しては、全国から監察事例を収集するとともに、専門員の協力を得て監察活動にお ける現状や課題等について意見交換を行う担当者会議を地方協議会単位でコミュニケーションが十分図 れる対面方式(一部 web)を用いて開催しているところです。こうして集めた情報や意見を集約及び 考察して新たな手引書を作成し監察担当者において「監察読本」と併せて利用していただくことを想 定し、年度内の完成に向けて活動しています。

2. 最近思っていること(行政書士の強みをいかす制度)

御存じのように行政書士が扱える業務は一万種類を超えると言われ、取り扱う業務の根拠法令は様々 な省庁にまたがっています。それは他士業にはない (弁護士を除く) 行政書士特有のものです。他士 業はそれぞれ限られた領域内でのスペシャリストとしてその専門性が社会的に認知されていますが、 何でもできる(他の法律で制限されているものは除いて)行政書士は分野ごとのスペシャリストが存 在するにもかかわらず、一般社会においてその専門性が伝わりにくい側面を持っています。

申請取次行政書士が古くからあらゆる方面で認知されているように、個々の会員が得意とする分野 で日行連がその専門家であることを認定する制度を構築し、その制度が社会に広く知れ渡ることで、 常住会長が描くリーガルサービスの町医者として行政書士が社会に分かりやすく存在し、その中で様々 な専門家が連携することで総合医の役目をおのずと果たすことができ行政書士の専門家集団が全国に 広がっていくのではないでしょうか。

専門家としての自信と誇りは、更なる研鑽のモチベーションにつながり、行政書士業務や社会貢献 的な活動を通じて今以上に国民の信頼を得ていくものと思います。

以前、日行連内部においてマイスター制度について議論されたこともあるようですが、今また改め てこの制度について考えてもいいのかと思うこの頃です。

特定和解について

元札幌簡易裁判所判事 石塚 幸孝 (北海道行政書士会会員)

特定和解とは -----

いわゆる ADR 法と呼ばれる「裁判外紛争解決手 続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」 (令和5年法律第17号)が令和6年4月1日に施行 されました。

ADR (「Alternative (代替的)」、「Dispure (紛争)」、 「Resolution (解決)」)とは、日本では裁判外紛争解 決手続といい、訴訟手続によらない紛争解決方法を 広く指すものです。

従前、国内の ADR においては和解が合意されて も、強制執行力がありませんでした。例えば、「乙は 甲に対しいついつまでに金100万円を支払う」とい う内容の合意が成立しても、乙が任意に支払ってく れなかった場合、甲は別途強制執行認諾文言付き公 正証書を作成するか、改めて裁判所に訴訟を提起し て勝訴判決を得るかなどの手間が掛かりました。

この度の ADR 法の一部改正により、和解合意を する際に、合意書の中であらかじめ執行についても 合意しておけば、それらの手間を掛けることなく強 制執行できる「特定和解」が設けられました。

ADR において成立した和解に執行力を与えるかど うかについては以前から議論されてきました。平成 30年12月20日に国連総会において、調停による国 際的な和解合意に関する国際連合条約(調停に関す るシンガポール条約)が採択(令和2年9月12日に 発効) されました。このシンガポール条約を承認批 准し、国内で実施する法律を成立させたとすると、 国際商事紛争の和解であれば執行力が認められるこ とになるのに対し、国内紛争の和解においては法務 省が認証した認証 ADR 機関による和解であっても、 執行力が認められないことになり、バランスを失す るとの議論がなされていました。このような経緯か

ら国内の ADR による和解についても執行力を付与 することになったのです。

「特定和解」は、改正 ADR 法第2条第5号に「認 証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した 和解であって、当該和解に基づいて民事執行をする ことができる旨の合意がされたものをいう。」と定義 されています。つまり、法務省から認証を受けた行 政書士会の ADR 機関でもこの適用を受けられるこ とになります。

執行合意の和解条項における記載例としては、「乙 は甲に対し第○項の債務につき民事執行をすること ができる」などが考えられます(法務省 ADR 法ガイ ドライン)。

この民事執行条項に基づき、強制執行を申し立て るためには、地方裁判所に対し執行決定を求める必 要があります。同法27条の2第1項では「特定和解 に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務 者を被申立人として、裁判所に対し執行決定(特定 和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。-略-) を求める申立てをしなければならない。」とされてい ます。更に同条第2項には、「前項の申立てをする者 (-略-)は、次に掲げる書面を提出しなければならな い。」とし、当事者が作成した特定和解の内容が記載 された書面及び認証紛争解決手続事業者又は手続実 施者が作成した特定和解が認証紛争解決手続におい て成立したものであることを証明する書面を提出す ることと規定されています。

実際に強制執行をするかしないかは別にして、約 束を守らなければ強制執行されると相手方が思うだ けでも合意された内容の実効性は高まります。私の 経験では、クレジットカード会社等が裁判所で分割 支払いの和解に合意した場合でも、債権者による給 料等の差押えが怖いため、強制執行までいくのは極 めて少ないのが実情です。

和解条項

ここで ADR の調停人のみならず、契約書作成のときの参考になればと思い和解の条項について簡単に付言しておきます。契約書作成時に、一番に求められるのは、内容の明確性や簡潔性です。条項が当事者の意図したとおり表現されなかったり、前後の条項が矛盾したり、また、二様に解釈されるような場合には、債務者の負担する義務の内容が不明確になり、和解の全部又は一部が無効となったり、執行力を有しないことにもなりかねません。

条項の記載順序は、原則として論理的順序によるとされています。例えば、権利、義務の存在又は不存在を定めた確認事項、権利、義務の発生、消滅等を定めた形成条項を最初に記載し、次いでその法律効果としての給付条項、そして給付条項の不履行の場合等の付款条項を記載し、最後に後日の紛争(蒸し返し)を避けるため清算条項を記載します。

強制執行

差押えは、相手方の財産であれば何にでもできます。大別すると、不動産競売(自動車も)、債権、動産の三種類になります。不動産については、ほとんどの場合抵当権が付いており、差押えしても優先的に担保権者に配当金が行くため実効性はあまりありません。債権執行には預金や給料があり、最も実効性があるといえます。動産は相手が会社であれば事務機器等の差押えは可能ですが、一般家庭の家財道具はどうでしょう。民事執行法第131条に差押禁止動産として、生活に欠くことのできない衣服、家具、台所用具、畳及び建具などが定められています。金の延べ棒や高価な指輪があるならともかく通常は執行不能の扱いとなるでしょう。

今後の ADR

話合いによって紛争を解決する方法は簡易裁判所 における民事調停がありますが、全国的に調停事件 は増えていません。紛争が減っているのでしょうか? 消費者センターなどへの相談件数から見ても年々増え こそすれ、減るようには思えません。裁判所というと やはり敷居が高いのでしょうか。欧米諸国では裁判外 紛争解決手続が盛んだと聞きます。ただ、ADR は同 席の上で話合いを進めるので、特定の場所に赴かな ければなりません。行政書士北海道 ADR センターで は、居住用建物の賃貸借契約に係る敷金返還及び原 状回復に関する紛争を紛争の範囲として挙げていま すが、例えば、札幌のマンションの所有者が首都圏 に住んでいる場合、紛争が起きてもなかなか所有者 に札幌まで来てもらえません。これがもしオンライン でできればとは誰しも思うはずです。本人の確認をど うやってするのかなど解決すべき点は色々あると思い ますが、できるようになったら飛躍的な活用につなが ります。これが ODR (Online Dispute Resolution) で、この実現に向けて、行政書士北海道 ADR センター も取り組んでいるとのことで、大いに期待を寄せてい ますし、同時に全単位会に設置されることと、取扱い の範囲の拡大をも願うところです。

略歴 -

石塚幸孝

昭和20年 3月生まれ

昭和42年 札幌高等裁判所採用

平成 14 年 裁判所書記官を経て簡易裁判所判事

任官

平成27年 同職 定年退官

令和 2 年 行政書士登録

行政書士制度広報月間の取組



広報月間の推進に向けて

日本行政書士会連合会 広報部

本年も行政書士制度広報月間を迎えます。例年に倣い、別掲の「令和6年度行政書士制度広報月間実施基本要綱」に基づき、全国の行政書士会が様々な催しや相談会を通じて、行政書士制度のPRを推進してまいります。

さて、日行連広報部では、主として本誌『月刊日本行政』の発行、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」(以下「連con」という。)の管理・運用を行うとともに、総務省の後援を受けて実施する広報月間事業、行政書士記念日事業、日行連公式キャラクターのユキマサくんを活用した広報活動を推進しています。

ホームページを安定運用することは、国民に対する行政書士業務の周知や制度の普及に資するほか、使いやすい会員検索機能や分かりやすいコンテンツを提供し、ユーザーが欲しい情報にいつでも簡単にアクセスできる環境を整えることで、行政書士の信頼の向上やイメージアップに役立っています。そのため、日行連では、昨年9月に、国民・会員の皆様がより見やすく、使いやすいホームページ・会員サイトとして御利用いただけるよう、ホームページ及び連conのリニューアルを実施しました。国民・会員の皆様のニーズに合わせた様々な最新情報を掲載していますので、会員の皆様におかれましては、日々の業務はもちろん、広報活動にも是非御活用ください。

本年度も引き続き、本誌の更なる誌面の充実やホームページ等を活用した情報提供を行い、会員の皆様に対し業務に関する有益な情報提供に努め、対外的にも日行連の方針等を発信していくとともに、デジタル化の波に取り残されることのないよう、国民や会員の皆様のニーズに合わせて、ホームページ及び連conの更なる利便性向上に向けた検討を行ってまいります。

本年度の行政書士制度 PR ポスターには、俳優の伊原六花さんを起用しました。伊原さんは、映画やドラマ、舞台、バラエティ番組で御活躍されており、知名度、人気度共に高く、「行政書士は頼れる街の法律家」というキャッチコピーと合わせることで、行政書士の更なる認知度向上に貢献していただけるものと考えています。

また、行政書士制度 PR ポスターの作成に合わせて、伊原さん出演の行政書士制度 PR 動画も制作し、YouTube の日行連チャンネルにて公開しています。SNS を活用した対外的な広報活動を積極的に行い、若年層を始めとした幅広い年齢層にも興味を持っていただけるよう、多方面に広報活動を展開してまいります。

最後に毎年申し上げていることですが、広報活動は、その成果を一朝一夕に実感することはできません。各地において、継続して地道に取り組まなければ、望むような成果にはたどり着きません。

また、日頃から会員一人ひとりが誠実に業務を遂行し、国民の負託に応えて社会との信頼関係を構築していかなければ、十分な効果は望めません。日行連としてもこの機会に、各種の活動が全国の単位会や会員の皆様の不断の努力により支えられていることを再認識し、皆様の活動が有意義なものとなるよう、全国組織としての広報活動の在り方を再考してまいります。

新時代における行政書士の地位向上に資するべく広報活動を推進してまいりたいと考えていますので、本年度も関係者一丸となって行政書士制度広報月間を推進していただきますよう、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和6年度行政書士制度広報月間の 実施について

<広報部>

日行連及び各単位会では、毎年10月を行政書士制度広報月間と定め、行政書士制度の普及・浸透及び適 正な運用と会員の意識高揚を図り、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に質し、もって国 民の権利利益の実現に資するべく、無料相談や社会貢献事業等の様々な活動に取り組むこととしています。

本年も、次の基本要綱に基づき実施いたしますので、会員各位におかれましては、広報月間の趣旨につ いて御理解いただき、各単位会の取組に積極的に御協力くださいますようお願いいたします。

令和6年度行政書士制度広報月間実施基本要綱

- 1. 期 (1) 準備期間: 令和6年 9月1日(日) から 9月30日(月) まで 間
 - (2) 実施期間: 令和6年10月1日(火)から10月31日(木)まで
- 2. 推進団体 日本行政書士会連合会
- 3. 実施団体 日本行政書士会連合会・各都道府県行政書士会
- 4. 後 総務省・各都道府県(申請予定)
- 5. 目 的
 - (1) 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手 続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することに より、国民の理解と信頼を得ることを通じて行政書士制度の更なる普及・浸透を図る。
 - (2) 行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる 意識の高揚を図る。

6. 具体的計画の策定

- (1) 本月間用の資料及びポスター等の効果的活用を図るとともに、行政書士電話相談、街頭無料相談の 開設等により、直接国民に働きかける広報活動を展開する。
- (2) 官公署と住民との橋渡し役としての適正な役割を果たすため、関係官公署に対し窓口における理解 と協力を求める。
- (3) 友誼団体並びに関係団体との友好関係を保持増進し、行政書士制度への理解を求める。

7. 報

各都道府県行政書士会は、今後の制度発展の参考に資するため、行政書士制度広報月間実施結果報告書 を日本行政書士会連合会に提出する。



広報月間によせて

法規監察部

現在、毎年10月に実施されている「行政書士制度広報月間」は、当初「行政書士制度監察月間」 と称し、日行連監察部が中心となって全国一斉のキャンペーン活動を展開したことに端を発し ます。その後、制度啓発活動とともに監察活動を展開した「行政書士制度強調月間」時代を経て、 平成19年度から現在の広報活動の推進とともに行政書士制度の趣旨を徹底する活動へと変化し、 今日まで継続的に取り組まれてきています。

こうした変遷の背景には、私たち行政書士の業務範囲が極めて広範であり、全ての業務に おいて職域確保を前面に掲げて厳格に強権的な監察活動を展開することは、他士業や産業界と の軋轢を生み、その結果として国民の支持を失い、行政書士制度自体に拒絶反応を引き起こす のではないかという懸念があったことも関係しているものと思われます。

このことから、日行連では、予防的観点から行政書士法の違反事例を把握し、外部に注意 喚起していくことを主として監察活動を展開してまいりましたが、近年、急速に進展する行政 手続のデジタル化は、一方でなりすまし等の横行を生み、悪意ある無資格の個人や団体による 不正手続や法外な手続報酬の請求など、直接的な注意喚起が困難な非行政書士行為も顕在化し てきています。

法規監察部では、このような現状も踏まえ、デジタル社会においても行政書士法が遵守され、 国民の権利利益が損なわれることのないよう活動していかなければならないと考えており、現 在、全国統一的な監察活動をより強化すべく、地方協議会ごとに単位会監察担当者との意見交 換を通じて、より先進的で効果的な監察事例等を集約し、各単位会の活動の一助となるような 資料作成を目指して活動しているところです。

本年度においても、全国の行政機関、公共的団体、業界団体、国民・地域住民への行政書 士制度の啓蒙並びに監察活動を粘り強く行うことが、行政書士制度の維持発展につながってい くものと考えていますので、各単位会におかれましては、引き続き御理解、御協力のほどよろ しくお願い申し上げます。なお、広報月間中の監察活動の実施に当たり関係機関に実態調査の 依頼をしやすいよう本年も日行連会長名の発出文書を御用意いたしました。必要に応じて御活 用いただければと思います。

行政書士制度の継続発展のため、全国5万人を超える会員の皆様には、是非とも率先して 取り組んでいただけますよう、御理解御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

監察活動実施の御案内

<法規監察部>

本会では、10月に実施される「行政書士制度広報月間」に併せて監察活動にも取り組むこととしています。 各単位会に宛てて以下の書面(抜粋)を発信していますので、御一読くださるようお願いいたします。

> 日行連発第608号 令和6年8月8日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会 会長 常住 法規監察部 部長 有賀 一雄

「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について

平素は、本会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、本年10月1日から同月31日までを「行政書士制度広報月間」として定め、制度の普及・浸透 を図る目的で様々な活動を展開することとしています。

本年度においても、この機会に広報活動と表裏をなす監察活動を全国的に実施することとし、各単位会に おかれましては、下記のとおりご協力くださいますようお願い申し上げます。

本年度は、「医療法人関係業務」を重点活動項目とし、非違事例の総量的把握という手法による調査を推 奨いたします。本調査の主眼は、一般予防的意味に重点を置いた監察活動にあり、非違事例の総量的な把握 という手法を梃子として外部に注意を喚起することを目的としています。

もとより、他分野及び他手法による調査等の監察活動を否定するものではありませんので、この点ご留意 のうえ、各地の実情に応じた活動もあわせて推進されるようお願いいたします。

つきましては、当該活動の成果を上げるため、下記の諸点を中心に、貴会の実情に応じた計画を策定され、 監察活動の実施についてご対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 各都道府県主管部長より、各局部課、警察本部、市町村及びその出先機関の長に対し、「行政書士制度 広報月間」の趣旨の徹底が図られるための、文書発出の協力要請。
- 2 関係各団体、特に建設業協会、自動車販売店協会、食品衛生協会、料理飲食店組合、遊技業組合、風俗 営業組合、産業廃棄物協会等と十分協議をし、行政書士法遵守方の協力要請。
- 3 友誼団体として、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、社労士会、宅地建物取引業協会、建築士 会等の各団体と協議をし、行政書士法遵守方の協力要請。
- 4 重点活動項目「医療法人関係業務」に係る都道府県・市町村に対する調査。



重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

7月24日の理事会において「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則」(以下「規則」という。)の一部改正及びデジタル化の実施時期についての承認を得て、対応を進めることとなりました。つきましては、令和6年10月号から会報の発送方法を変更しますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 概要

これまで、日行連会報誌「月刊日本行政」(以下「会報」という。)は、紙版に加え、電子版を日行連ホームページ及び会員専用サイト連 con (以下「連 con」という。)に掲載していましたが、今回の規則改正により、その点を規則上にも定めました。また、会報の将来的な発行及び送付の完全なデジタル化を見据え、会報の送付について、電子版をホームページ及び連 con に掲載することによって紙版を送付したものとみなすこととされました。

このデジタル化によって、会報に掲載された情報の保存、共有、検索等が容易になるほか、環境への配慮や、印刷費及び発送費の削減にもつなげていく狙いがあります。

紙版と電子版による会報の発行及び送付のスケジュールについては、2のとおり行うこととしています。各会員におかれましては、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 令和7年10月号までの発送・掲載スケジュール

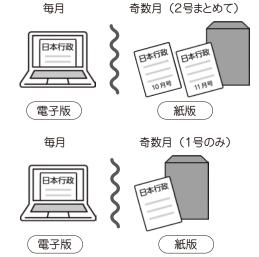
	第一弾					第二弾							
発日	9月25日	10月25日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日
紙版発送	-	10・11月号	-	12・1月号	-	2・3月号	-	5月号	-	7月号	-	9月号	-
電子版掲載	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号

第一弾(令和6年10月号~令和7年3月号)

- ・紙版は2か月に1回、2号分をまとめて奇数月に送付
- ・電子版は従来どおり毎月、ホームページ及び連 con に掲載

第二弾(令和7年4月号~)

- ・紙版は2か月に1回、奇数月分のみを送付
- ・電子版は従来どおり毎月、ホームページ及び連 con に掲載

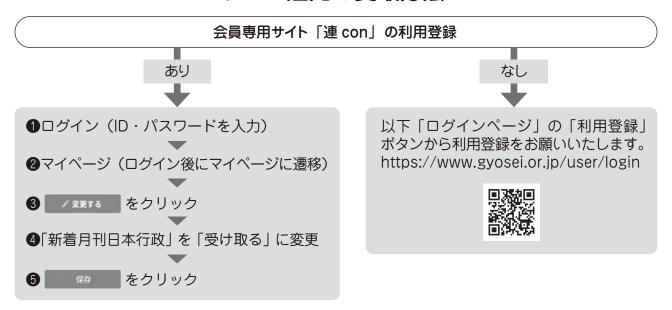


3. メール配信機能のお薦め

令和5年9月の連conのリニューアルに伴い「連conに会報の電子版が掲載されたことを通知するメール配信機能」が追加されています。

配信されるメールの本文中には該当号の PDF データの直接リンクや概要が掲載されるなど、大変便利な機能となっていますので、この機会に是非利用登録をしていただき、御活用いただければと思います。

「月刊日本行政」電子版の掲載に係る メール通知の受取方法





※電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって、紙版での受取の停止を希望される方は、 所属単位会を経由して日行連に御連絡ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修の受講について

<総務部・中央研修所>

令和4年8月31日付けで日本行政書士会連合会会則の改正が認可されたことに伴い、令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。

当該研修の受講方法等については、以下を御参考の上、御受講いただきますようよろしくお願いいたします。

※当該研修が公開された令和5年3月15日以降に御受講いただいた方は、次回期限(3.の(参考)を参照)まで受講の必要はありません。

1. 概要

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を"義務"とする会則改正がなされました(日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項)。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則に定められました(令和5年8月31日施行)。

2. 研修科目

研修科目は、次の4科目です。

①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

3. 受講期限(初回)

受講期限は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内です。

※令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

例:令和6年9月1日に登録した者⇒令和6年12月31日まで

(参考) 2回目以降

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日(当該年度内に受講、修了すること。)

例:令和6年9月1日に修了した場合 ⇒ 令和12年3月31日

4. 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日本行政書士会連合会のホームページ (https://www.gyosei.or.jp/) にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリックしてください。



(研修サイト

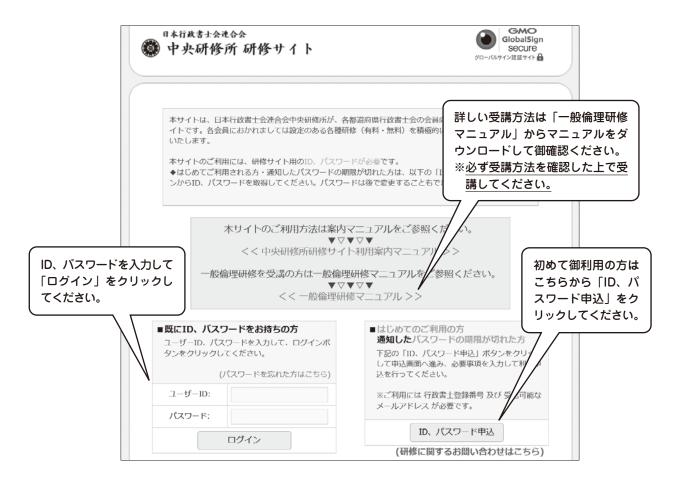
研修サイト



②中央研修所研修サイトにログインして研修受講

中央研修所研修サイト用の ID、パスワード (初回ログイン時には、申込フォームからの申込みが必要です。)を入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講 (3時間程度)してください。

※<u>最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明やマニュ</u>アルを御確認ください。



③受講完了後、修了証を発行

全ての講座を視聴し、テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックして研修は修了となります。職務上請求書を購入する際には、一般倫理研修の修了証が必要ですので、職務上請求書を購入予定の方は「修了証発行」ボタンをクリックした際に表示される修了証を印刷し、又はダウンロードしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定せず、受講が完了しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

(参考) 一般倫理研修の受講について

日本行政書士会連合会ホームページ(お知らせ)

URL: https://www.gyosei.or.jp/news/20240329



特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修 (申請取次関係研修) について、令和6年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末 (パソコン・タブレット・スマートフォン) から中央研修所研修サイトにアクセス し、VOD (ビデオ・オン・デマンド) システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP >会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

令和6年度(令和6年10月~令和7年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内は会員サイト詳細発表が出ています。		修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	10月18日(金) ~10月28日(月)	8 月中旬	9月3日(火) ~9月9日(月)	11月11日(月)	11月18日(月)
事務研修会 (新規)	11月19日(火) ~11月29日(金)	9月中旬	10月8日(火) ~10月15日(火)	12月19日(木)	-
実務研修会 (更新)	令和7年1月21日(火) ~1月31日(金)	11 月上旬	11月29日(金) ~12月5日(木)	令和7年 2月14日(金)	令和7年 2月20日(木)
事務研修会 (新規)	令和7年2月21日(金) ~3月3日(月)	12 月中旬	令和7年1月8日(水) ~1月15日(水)	令和7年 3月24日(月)	-

[※]開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会: 入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会: 地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を対象とする 研修会です。

【特 例 措 置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内 に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書 の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会: 30,000 円 実務研修会: 15,000 円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会:課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会:課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別

途、日行連から御連絡いたします。

申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ

届出済証明書の更新を希望される方へ

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書 の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を1回以上受講し、有効 期間の満了前に更新の手続を完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における 更新の申出期限を御確認になり、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこ ととなりますので、十分御留意ください。

「理由書」を提出し届出済証明書の更新手続をされた方々へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る令和2年度の申請取次実務研修会中止に伴い、令和2年4月以降「理由書」の 提出により届出済証明書の更新手続をされた方々にお知らせいたします。

先般から御案内のとおり、同一の実務研修会修了証書は、発行日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更 新手続に原則1回に限り使用することができることとしています。

実務研修会修了証書の発行日から3年以内であっても、一度、「理由書」に基づく事後受講分として使用した修了証書は、 次回の更新時には使用することができません(※)。

別途、次回更新時までの期間内に実務研修会を受講していただくことが必要となりますので御留意ください。

- ・「理由書」による更新手続後の事後受講分1回
- ・次回更新のための受講分1回

理由書による更新手続後、 次回更新までに 計2回受講が必要です。

※届出済証明書の有効期間が3年未満とされている方(例:在留期間が3年未満の外国籍会員等)については、3年未満の有効期間ごとに 申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に受講した実務研修会修了証書を複数回 使用できるとした取扱いは従前どおりです。

会員の皆様へ

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。 特に職務上請求書の使用に当たっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務 上必要ある場合に限り行使できることとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度で あるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務 上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員各位におかれましては、「戸籍法」「住民基本台帳法」「行政書士法」、本会の「職務上請求書の適正な使用 及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、 何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法については、各単位会で運用が異なりますので、所属単位会の関係規則等を 御確認願います。

企業の皆様へ

~倫理法・倫理規程を御存知ですか?~

- ✓企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には 一定のルールがあります。
- ✓国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、 御注意ください。

動画でわかりやすく!

国家公務員倫理審査会公式マスコット「りんりん」が 解説する動画を御覧いただけます。





詳しく知りたい!

事業者様向けのパンフレットや動画を各種御用意しております。 ぜひ御活用ください。



コンパクトにまとめたものが欲しい!

リーフレット (A4サイズ・2ページ) 等を御用意しております。



社内研修の講師を派遣してほしい!

研修講師の派遣(web研修も含む。)も承ります。 謝金は不要です。お気軽に御相談ください。



お問い合わせは



国家公務員倫理審查会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 rinrimail@jinji.go.jp https://www.jinji.go.jp/rinri/



Pick UP! 单位会 ** A単位会の取組を お知らせします。 お知らせします。



奈良会が龍谷大学政策学部との連携協定を締結



7月2日、奈良会は、龍谷大学政策学部と「地域人材育成に係る相互協力に関する協定」を締結いたしました。この 協定は、双方の持つ資源を活用し、地域社会が求める高度な識見を有する人材を育成することを目的としています。

今後は当会におけるインターンシップの受入 れ、大学院が設置する「地域公共人材総合研究 プログラム」へ当会の会員を推薦することによ る受入れを通じて相互に協力します。協定の締 結に当たり、高畑龍谷大学教授には、リカレン ト教育の重要性についてお話しいただきました。 なお、締結について御提案くださった中森龍谷 大学教授は本誌で知的資産経営に関する連載記 事を執筆されていたので御存じの方も多いこと と存じます。締結式は当会で挙行されました。





津市議会で「行政書士制度の理解及び行政書士法 遵守に関する請願」が採択されました!



7月3日、三重会が津市議会に提出していた「行政書士制度の理解及び行政書士法遵守に関する請願」が全会一致で 採択されました。この請願は、主に津市の各関係機関において行政書士制度と行政書士法への理解を深めていただき、 行政書士でない者による違法又は不当な書類の作成・提出行為の排除を徹底することを求めるものです。

請願の内容は次のとおりです。

- 1. 市民の権利等が毀損されることのないよう、津市及びその関係機関並びにその職員において、非行政書士による違 法・不当な書類作成、提出行為(郵送及び電子申請等も含む)がなされないよう行政書士法の趣旨の周知徹底と窓 口指導及び具体的な規制強化を実行すること
- 2. 許認可等の申請様式がダウンロードできる津市のホームページ等に「行政書士でない者が他人の依頼を受け報酬を 得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となる」旨の注意喚起文を記載する
- 3. 申請書又は申請書類の表紙等に書類作成に係る代 理人行政書士の記名押印欄を設けること
- 4. 電子申請システム構築の際、代理申請及び行政書 士法遵守について考慮すること

今後は、市民に被害が及ぶ不法行為の根絶を目指す 具体策として、請願項目を実行していただくように津 市と協議を進めていきたいと考えています。それとと もに、他の市町議会でも、同様の請願を採択していた だけるように取組を進めてまいります。





第31回全国女性行政書士交流会inいしかわ開催の 御報告と御礼



7月7日、「第31回全国女性行政書士交流会 in いしかわ」が開催されました。石川会の女性有志が実行委員会を立 ち上げ、コロナ禍で中断していた交流会の準備を進め、開催に至りましたことは大きな喜びです。

交流会は、1日目が基調講演と懇親会、2日目が創作体験や金沢市内観光という日程で行われました。基調講演の前 には、来賓である馳石川県知事、村山金沢市長、常住日行連会長、向井石川会会長から祝辞をいただきました。

基調講演では、女性学、ジェンダー研究の第一人者である上野千鶴子先生に『未来に向けて〜しなやかに生きていく 私 (あなた) へ』というテーマで講演をいただきました。先生の歯に衣着せぬ軽快なお話に会場は拍手喝采でした。一 方で笑顔が素敵な、とてもチャーミングな先生でもありました。

懇親会では、加賀豊年太鼓保存会による壮大な演舞に続き、単位会ごとの個性豊かな自己紹介がなされ楽しい時間を 過ごしました。本年元日に発災した令和6年能登半島地震により、交流会の開催も危ぶまれましたが、100 名以上の

女性行政書士の参加者、開催 のため心を寄せてくださった多 くの方々の思いが、交流会開 催の原動力となりました。心よ り御礼申し上げます。

最後に能登半島地震の被災 者への義援金をお預かりし、 石川県にお届けしました。この 場を借りて御報告と御礼を申 し上げます。



山梨県 行政書士会

地元企業も当事者となった 先進的な大規模災害時被災者支援協定を締結



7月22日に山梨会は、県東南部に位置する忍野村とファナック株式会社の3者による大規模災害時の被災者支援協 定を締結しました。

本協定は、地元企業も協定当事者となり、大規模災害時には同社の施設を被災者支援相談窓口として使用でき、同社 の従業員と併せて村民も利用できるという先進例として評価されています。

忍野村は、人口約9,800人、富士山周辺の山々や忍野八海などの自然に恵まれ、多くの観光客が訪れます。一方、 太古は湖だったことや、富士山の噴出物が堆積した地層により地震の影響を受けやすく、また、山あいの立地で災害時 の避難にも固有の事情を抱えています。また、ファナック(株)については、忍野村に本社・工場を置く地元企業であ るとともに、世界的な FA (ファクトリーオートメーション)・ロボットメーカーで、村内に約 4,000 人が勤務、うち 約2,600人が居住しています。

締結式で大森忍野村長は「本協定の締結により、 災害対応の一極集中を避け、効率的な対応が期待で き、村民の安心・安全に資する」と述べ、有賀山梨 会会長は「地元企業を含む協定は先例がない。大規 模な災害に平時から備え、必要な支援ができるよう 研鑽を積む」と話しました。また、山口ファナック (株) 代表取締役社長兼 CEO は「社内に支援相談窓 口を設け、社員と村民が利用できることで災害対応 の混雑緩和が図れることは意義深い」と話しました。

今後も当会は災害発生時に円滑に必要な支援がで きるよう、各市町村と連携を密にして取り組んでまい ります。





行政手続のデジタル化に関して全国初の連携協定 を締結



7月22日、愛知県公館にて「行政手続のデジタル化に関する愛知県と愛知県行政書士会との連携協定」を締結しました。各都道府県と行政書士会による行政手続のデジタル化に関する連携協定の締結は、愛知県と愛知会との締結が全国で初めてとなります。

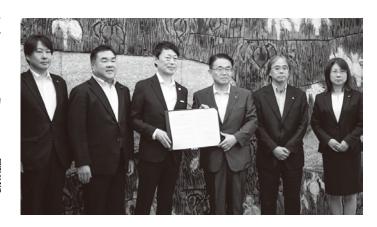
この連携協定の締結は、政府が進めるデジタル社会の形成における日々絶え間なく進歩する行政手続のデジタル化に 遅れることなく、当会が愛知県における行政手続のデジタル化の枠組形成に、積極的に関わることができるとともに、 今後の行政手続のオンライン化・デジタル化において、会員の皆様が活躍するための環境を整える意味でも、非常に大 切で重要な連携協定であるといえます。

行政手続のデジタル化に当たっては、行政の効率化の観点から、手続の簡素化及び事務処理の迅速化を図る必要があり、申請者を始めとする行政手続の関係者の利便性向上の観点から、申請書記載項目の見直しや誤入力防止等の使いや

すい申請方法を提供することが重要になっています。 行政書士法制定から 70 年余りある行政手続に関す る実務の実績と知見を持つ行政手続の専門家である 私たち行政書士が、その一翼を担い、愛知県としっ かりと連携して行政手続のデジタル化の推進に協力 していくことが期待されています。

詳細は当会ホームページを御覧ください。





登録委員会からのお知らせ

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会 連合会に届出なければならないとされています(行政書士法施行規則第12条)。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています(行政書士登録事務取扱規則第24条の4)。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いただき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。

秋 桜 日 記

~特定行政書士への誘い~

この物語は、特定行政書士に特に興味のない新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感していく過程 を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (30歳) 行政書士として業務経験を積ん できた開業 3 年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、 特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。 開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人 生についても相談している。

野村 泰久 (33歳) 中島と同期の行政書士

特定行政書士は仕事にならないから不要だと考えていたが、将来を考えて特定行政書士になることの重要性に目覚めた。

山田 賢人(54歳)ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度 がスタートした当初から、特定行政書士の将来性につ いて熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテラ ンに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生で ある。

山田 麻衣 (25歳) 山田先生の娘で特定行政書士

受験勉強開始当初から、特定行政書士になることを目指して勉強し、見事在学中に行政書士試験に合格した 才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として 活躍中。

<u>平根 正夫(43歳)山田事務所に所属する新人行政</u> 書士

一昨年の行政書士試験に合格し、山田事務所の社員行政書士となった。社会人としての経験をいかし、即戦力として活躍中。特定行政書士。

第十七話:~決意~

山田事務所の山田所長と麻衣副所長、所属行政書士である平根行政書士、それに中島に加えて、野村行政書士も合流した中華ランチは、野村の話で大いに盛り上がった。

「野村君の出会いの状況は大体分かったが、今日はとりあえず一旦お開きにしよう。午後からは役所での打合せや申請が数件あってね。今度の金曜日の夜にでも、また会おうよ。 肝心なところは、そのときまで楽しみにとっておくよ。」

山田先生の提案に全員が賛成したところで、お会計となった。

「中島、ちょっと時間あるか?」

お店を出て山田事務所のメンバーと別れると、すかさず 野村が聞いてきた。

「もちろん。うちは山田事務所とは比べ物にならないくらい仕事が少ないからね。まだまだ余裕があるよ。」

「それは余裕とは言わないんじゃないか?」 そんなやりとりをしながら、近くの喫茶店に入った。

そこは、よくある大手チェーン店ではなく、ジャズが流れる落ち着いた店内で、カウンターでは蝶ネクタイを結んだマスターがこだわりのコーヒーを淹れるような、昔ながらの喫茶店だった。

「こんないい雰囲気のお店、まだあったんだね。」

中島がキョロキョロと店内を見渡していると、店員が水とおしぼりを持ってやってきた。

「いらっしゃい。野村先生、お久しぶりです。その節は大変お世話になりました。」

想像どおり、シャツにベストを着て蝶ネクタイをしたマスターだった。腰には長い間使い込まれたエプロンが巻かれている。

「マスター、お久しぶりです。こちら、同業の中島君です。」「ど、どうも。よろしくお願いします。」

突然紹介されて、中島は少し驚いた。

行政書士は様々な職種の人たちから相談を受け、仕事を 受任するので、仕事をすればするほど顔が広くなっていく。 個人からはもちろん、法人からの依頼もある。依頼内容も様々 であり、世の中のありとあらゆる出来事が仕事の種になるの が行政書士の良いところでもある。

世間では、法律的なことは全て弁護士が専門だと思われているが、日本には弁護士以外に、司法書士、社会保険労務士、税理士といった士業制度がある。行政書士も含めたそれらの士業は、隣接法律専門職といわれている。その中でも行政書士はそれぞれの独占業務以外の業務全般を扱うので、取り扱える業務範囲が格段に広い。そのため、行政書士の専門性について疑問視するような意見もある。

中島も行政書士登録当初は、そんな意見を聞いて、自分 自身の方向性に迷ったこともあった。しかし、そんなときに 山田先生から言われた言葉で、道がしっかりと見えた。「事 件性のない法律事務のうち、他士業の独占業務を除いた全部 が行政書士の業務範囲だよ。その中から自分が得意な分野と か、依頼が多くて詳しくなった分野が、結果的に自分の専門



ということになるんだよ。」

それは、行政書士の仕事を実際にやってみれば分かることだった。依頼者が抱える問題を解決することに全力で向き合えばいい。そのために自分の実力を付けることを怠らないようにすればいい。専門性なんて自分で決める必要はないんだ。自分は行政書士としてできることを極めよう。今では当然のように、そう思っている。

「おい。おい。中島。何ぼーっとしてるんだよ。注文はブレンドコーヒーでいいな?」

思わず感慨深い気持ちになっていた中島に野村が声を掛けた。

「あっ、ありがとう。それがいい。」 「じゃ、ブレンドコーヒーを二つお願いします。」 「かしこまりました。」

恭しくお辞儀をしてマスターはカウンターに戻って行った。

「いや、驚いたよ。野村先生は顔が広いな。こんなところにも知り合いがいるなんて。」

「驚くほどではないよ。以前相続の依頼があって、その相続人の一人がマスターだったのさ。相続人が多くて、しかも遠方に散らばってしまっているから、書類を集めるのも大変だったけど、なんとか連絡がついてまとまったのさ。」

「そうだったんだ。それにしても顔が広いよ。」

「何言ってんだよ。行政書士やってりゃ、知り合いはどん どん増えていくだろ。逆に言えば、知り合いをどんどん増や すことが営業にもなるって、山田先生から教わったじゃない か。」

「確かに。そう言えば、山田事務所に届くお中元やお歳暮の数は相当なものだよね。それに、前に山田先生に一日中付いて回ったことがあるけど、どこに行っても知り合いがいて、役所の担当者ともずいぶん親しく話していたっけ。」

「そうだろ。だからいろんな集まりに積極的に参加することも、営業の一つだよ。それに、小さくてもできた御縁は大切にしなさいって、うちのばあさんが言ってたし。」

そんな話をしていると、コーヒーの香ばしい匂いが店内 に充満してきた。

「お待たせしました。それと、野村先生、うちの常連さんなんですが、ちょっと御相談したいことがありますので、御紹介してもよろしいでしょうか?」

「もちろんです。いつでもお電話ください。」

「承知しました。改めて連絡させていただきます。どうぞ、 ごゆっくり。」

運ばれてきたコーヒーは、シンプルな磁器のカップに入っていた。ソーサーには小さなビスケットが二つ可愛らしく乗っていた。

そのカップの中には、中島が毎日飲んでいるコンビニエンスストアのコーヒーとは違う、ゆったりとした時間が溶け込んでいるようだった。

会社員とは違って、平日の昼間にこんな時間を過ごせる のも、行政書士ならではの生活スタイルだ。

「早速なんだけど、どう思う?」 唐突に野村が切り出した。 「えっ?なにが?」

「だから、さっき話したことだよ。どうすればいいのかって聞いてるんだよ。」

中島はビスケットを一口噛んでさっきの話を思い出した。 それは、野村の婚約者の話だった。

野村の婚約者は、外国人であり、現在日本の大学に留学中だった。卒業したら、本国に帰って、親が営む会社に勤める予定だったらしい。

ところが、野村と出会ったことで本人の気持ちが変わって、 このまま日本で生活したい、ということになったようだ。

大学を卒業すれば、在留資格の変更が必要となる。もち ろんそのまま日本の会社に就職する選択もある。

しかし、今の日本はいまだに不景気だ。株価が上がっているとは言っても、景気の良さを実感することはない。むしろ賃金が上がらない中で、物価が上がり、生活に余裕がない人が多いのではないか。日本より景気が良い国は多く、今の日本にかつての輝きはない。

彼女の親は、食料加工品の製造会社を経営しているらしい。 諸外国にも輸出していて、日本も大きな市場だ。ただ、ここ 数年の状況を見る限り、日本を主たる顧客と見ることに危機 感を抱いてきたようで、新たな市場開拓のために、英語と日 本語に堪能な彼女には会社に入ってもらい、戦力になっても らいたいという希望をもっているらしい。

「なるほど。確かに親御さんの考えももっともだね。今の 日本の制度だと、大手企業はともかく、外国人を雇う余裕が ある企業は多くないかもね。」

「そうなんだよ。日本での就職先候補の企業の採用条件と、 親御さんの会社を比べると、生活費とかも含めて考えると、 日本での就職には賛成しかねるってことらしい。日本の不景 気の深刻さを、こんな身近な問題として感じるとは思わな かったよ。」

そう言いながら黙ってコーヒーカップを手にする野村の 表情は、何かを決心したようだった。

「そういうわけで、彼女と日本で暮らすには、結婚するしかないなって思ってさ。どう思う?」

「えー!?どう思うって。そりゃ、おめでとう。」

これまでの話の流れからの展開に意表をつかれ、中島は思わず持っていたコーヒーカップを落としそうになった。

「結婚することは二人とも本気だし、そうしたいと思っているけど、プロポーズするにしても、親御さんに会うのもこれからだし。なんせ、出会ってから1年も経ってないからな。」

そびえ立つ高い山を前に作戦を練るような表情の野村に 影響されて、中島も得体の知れないワクワク感に包まれてい た。

行政書士達の奮闘は続く。第十八話、乞う御期待!

VOD紹介「認定薬局制度と薬局支援について」 ~ 今こそ見直そう中央研修所の研修コンテンツ! ~

<中央研修所>

今月は業務研修〈風俗・福祉・各種営業〉「認定薬局制度と薬局支援について」を紹介します。本研修は、令和元年12月の薬機法改正を受けて、令和3年8月1日から始まった認定薬局制度について、行政書士が認定薬局制度と薬局支援にどのように関与できるか、受講者自身に考えていただく機会とすることを目的としています。具体的には、認定薬局制度の概要、行政書士が支援できるポイント、そして業務にどう結び付けるかについて焦点を当てた研修となっています。認定薬局の申請手続や書類作成、業務改善のサポート等にも触れ、実務の一助となる内容になっていますので、この機会に是非御視聴ください。

●研修情報●

♂ 講義内容(役職は収録当時のものになります)

〈第一部〉「令和元年薬機法改正に係る認定薬局について」

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課 薬局・販売制度企画室 主査 中村 貴司 様 〈第二部〉「認定薬局への取り組みと課題について」

公益社団法人神奈川県薬剤師会 副会長 長津 雅則 様

〈第三部〉「認定薬局制度と薬局支援について」

日本行政書士会連合会 許認可業務部 社労税務·生活衛生部門

専門員 石井 亜由美 会員

※令和5年2月3日に開催したオンラインセミナーの講義内容を収録したものです。

∅ 講義時間

約2時間

∅ 受講料

無料



《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記 QR コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧>業務研修>風俗・福祉・各種営業> 〈風俗・福祉・各種営業〉認定薬局制度と薬局支援について」 を選択し、該当講座を受講。



↑研修サイト QR コード

● 研修のポイント

●認定薬局制度の概要について

厚労省の方の立場から、認定薬局制度の概要や行政手続について御説明いただいています。認定薬局制度は、特定の機能を有する薬局(地域連携薬局と専門医療機関連携薬局)を認定するもので、薬局にとって差別化の一助となり得ます。「地域連携薬局」は、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局です。「専門医療連携薬局」は、がん等の専門的な薬学管理や高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局です。この分野で充実した法的サービスを提供するために、制度について把握しておくことは必須と言えます。

●それぞれの薬局の役割について

薬剤師の方の立場から、薬局本来の機能や認定薬局・健康サポート薬局の役割の違いについて御解説いただいています。行政書士として薬局や薬剤師の人を支援する上で、それぞれの薬局の違いについてしっかりと理解しておいてほしいポイントです。

●地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の要件

認定薬局の要件(地域連携薬局と専門医療機関連携薬局)を理解することが重要です。講義の中で、各要件の詳細や特に注意しておきたいポイントと、行政書士がどの部分で支援できるかを具体的に学ぶことができます。

●行政書士の支援方法

認定薬局制度の支援ポイントを知ることで、行政書士が薬局支援にどのように関わるかを具体的に解説しています。書類作成、申請代理だけでなく、業務効率の改善や補助金申請など、広範な支援方法についても解説しています。



この研修の講師のお一人で、日本行政書士会連合会許認可業務部社労税務・生活衛生部門の石井亜由美会員にお話を聞いてみました。

〇. 認定薬局制度は薬局にとってどのようなメリットがありますか。

A) 認定薬局制度は、薬局が地域医療に貢献し、他の薬局との差別化を図るための大きなチャンスです。また、認定を受けることで信頼性が向上し、地域住民からの支持を得やすくなります。

Q. 行政書士が果たす役割・支援方法とは何ですか。

A) 行政書士は、認定薬局の申請手続に加え、薬局運営に関わる法務サポートや、業務改善のためのアドバイスも行います。また、補助金申請のサポート、事業承継や相続の相談、成年後見の手続など多岐にわたります。

Q. 地域連携薬局に認定されるための要件で注意すべきポイントは何ですか。

A) 地域連携薬局で特に重要な要件は、無菌調剤処理の体制、プライバシー保護の構造、地域包括ケア会議等への参加、常勤薬剤師の確保と研修受講、報告情報提供の実績です。これらを満たすためには、計画的な準備が必要です。

Q. 認定薬局制度の現状と課題は何ですか。

A) 2024 年 5 月末時点で地域連携薬局は 4,310 件、専門医療機関連携薬局は 192 件で、認定薬局の普及度はまだ低いのが課題です(講義内容・資料の数値はセミナー当時のものです)。認知度の向上が課題です。しかし、薬局が地域医療に貢献するための重要なステップであり、行政書士のサポートが極めて重要です。

ミネルヴァくん 公証人に聞く

第34回

<法務業務部>

(担当:浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

今回は、平成30年の民法の一部改正で創設された特別の寄与の制度について検討していきましょう。



今年も 10 月 31 日のハロウィ

そうですね。ハロウィンの起源は 2000 年以上も昔の、 ンが盛り上がりそうだね。 ケルト人の祭りにあると言われています。ケルト人の暦 では 10 月 31 日が 1 年の終わりで、その日に死者の魂 が家族の元に戻ってくるそうですが、その際に悪霊もやっ てくるので、仮面等を付けて悪霊に人間だと気付かれな

いようにしたのだそうです。



ミネルヴァくん



御先祖様の魂が帰ってくるとい う点では、日本のお盆にも似て いるんだね。ところで、平成 30年の民法の一部改正で特別 の寄与の制度が創設されたと聞 いたけれど、どういう制度なの かな。

例えば、被相続人 A の長男の嫁 B が、A の看病を長年 にわたり献身的に行ってきたという事情がある場合でも、 改正前の民法では、B は相続人でないため、遺産分割協 議で寄与分の主張をすることができませんでした。今回 の改正で、被相続人の親族(相続人等は除きます。)が被 相続人の療養看護に務め、被相続人の財産の維持又は増 加に特別の寄与をした場合に、その親族は、相続の開始 後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭 の支払を請求できることになりました(民法 1050条)。





親族であることが必要なんだね。

はい。民法 725 条で六親等内の血族、配偶者、三親等内 の姻族が親族とされています。血族というのは、例えば 父母、子などであり、姻族というのは、例えば配偶者の 血族、自分の子の配偶者などです。前の例で被相続人 A の長男の嫁 B は相続人ではありませんが、姻族なので、 親族となるわけです。





どんな場合に特別の寄与が認め られるのかな。

特別の寄与が認められるのは、無償で被相続人の療養看 護その他の労務を提供したことにより、被相続人の財産 の維持又は増加について特別の寄与があった場合です。





療養看護することで被相続人の 財産が維持又は増加するという のはどういうことなの?

被相続人の療養看護にヘルパーさんを依頼すると、それ だけ費用が掛かり、被相続人の財産が減少することにな りますが、例えば、長男の嫁が療養看護することにより、 その支出を防げたことになり、財産の維持をしたことに なるのです。





特別の寄与をした人が被相続人 から対価をもらっていた場合は どうなるのかな?

無償を要件としているので、被相続人から労務の提供の 対価を得ていた場合には特別の寄与は認められません。





たとえば、被相続人に療養費を 支給するなど金銭を交付しただ けの場合も特別の寄与に含まれ るのかな。

金銭の交付は労務の提供ではないので、特別の寄与の要 件を満たしません。





特別の寄与という用語は、寄与分(民法904条の2)のところにも出てくるね。1050条の特別の寄与と同じ意味かな。

良い所に気付きましたね。民法904条の2の「特別の寄与」 は、寄与の程度が被相続人と相続人の身分関係に基づいて 通常期待される程度の貢献を超えるものを意味します。通 常期待される程度の貢献については相続分に基づく財産の 取得をもって満足すべきものであり、それとは別に寄与分 として金銭を交付する必要はないというものです。これに 対し、民法 1050 条の特別の寄与の制度は、請求権者は相 続人ではないため、これと同様の解釈とはなりません。民 法 1050 条の特別の寄与は、その者の貢献に報いるために 定の財産を与えることが実質的公平の理念にかなうこと や、被相続人がその者に対して感謝の気持ちを有している であろうという推定的意思に合致することに基づく制度で す。したがって、同条の特別の寄与が認められるかは、実 質的公平の理念及び被相続人の推定的意思という制度趣旨 に照らし、その者の貢献に報いるのが相当とみられる程度 の顕著な貢献があったことを要することになります。





なるほど。同じ用語だけれど、 民法 904 条の2の寄与分は 相続人が請求権者であり、民 法 1050 条の特別の寄与は相 続人ではない親族が請求権者 であることやその貢献の程度 についても異なるということ だね。ところで、1050 条の 特別の寄与はどのようにして 決められるのかな? まずは、当事者すなわち、貢献を行った親族と相続財産を取得した相続人との間の協議により決められます。この協議が調わないとき又は協議をすることができないときは、特別寄与者の協議に代わる処分の請求を家庭裁判所に行うことになります(民法1050条2項)。家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定めることとなります(民法1050条3項)





相続人が複数いた場合はどうなるのかな。

相続人が複数いた場合でもそのうちの一人に対して請求することもできます。その場合、その相続人に対して請求できる金額は、特別寄与料の額に当該相続人の法定相続分又は指定相続分を乗じた額となります(民法 1050 条 5 項)。例えば、父親が死亡し、相続人が妻、長男、二男であり、各相続人が法定相続分どおりに相続した場合に、長男の嫁がその特別寄与料 100 万円を二男に請求するとしたら、100 万円の 4 分の1 (二男の法定相続分)で 25 万円を請求できることになります。





例えば、被相続人の全財産1,000万円を長男に相続させる旨の遺言があり、二男が長男に遺留分侵害額請求権の行使をして125万円(二男の遺留分は8分の1となるので、遺留分侵害額は1,000万円×1/8=125万円となる。)を取得した場合、長男の嫁は特別の寄与料100万円につき遺留分侵害額請求権の行使をして125万円を取得した二男に請求できるの?

気持ちとしては分からなくもないですが、民法 1050 条5 項は同法 900 条から 902 条 (法定相続分又は遺言による 指定相続分) を乗じた金額と規定しており、遺留分侵害額 請求権の行使で取得した金額は対象としていないので、その行使をした二男に対して特別の寄与料の請求をすること はできません。近時、同様の結論を示した最高裁判所の決定があります (最高裁令和 5 年 10 月 26 日決定民集 77 巻 7号 1911 ページ)。





いろいろと教えてくれてあり がとう。参考になったよ。



ユキマサくんは事務所に帰って、まもる先生に報告しました。 ユキマサくんとまもる先生は、仮面を付けて、仮装パーティーに出掛けました。



2024. 8 Aug. 日行連の主な動き Monthly Report

6⊨ 火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(145件)
- (2) その他

7_B

水

8⊨

木

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会(~8日)

【合議事項】

- (1) 本年度会長会テーマについて
- (2) 規則改正における新旧対照表方式への変 更について
- (3) CCUS、JCIP等における名古屋シンポジウ ムの開催について
- (4) 本年度地協連絡会の資料について
- (5) その他

19⊨

運輸交通部門会議

【協議事項】

- (1) 封印全国担当者会議について
- (2) 中古車総額表示について
- (3) 自動車登録手続の申請書類に係る情報提 供依頼について
- (4) その他

20⊨

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 登録件数(139件)
- (2) その他

23⊟

金

全国監察担当者会議(東北地協)

26⊨ 月

申請取次行政書士管理委員会会議 (~27日)

- (1) 本年度事業の推進について
- (2) その他

29⊟

大規模災害対策本部会議

(1) 行政書士法改正の推進について

法改正推進本部会議

【協議事項】

【協議事項】

(2) その他

- (1) 令和6年能登半島地震の復興支援につい て
- (2) その他

申請取次行政書士管理委員会会議 (~9日)

【協議事項】

- (1) 入管庁との意見交換について
- (2) 責任者会議の開催について
- (3) 申請取次関係研修会について
- (4) 照会案件等について
- (5) その他

木

権利擁護推進委員会

【協議事項】

- (1) 本年度事業について
- (2) その他



高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 常任理事・法規委員長 望月 格





本誌令和5年12月号(No.613)において、高齢化の 進展や核家族化に伴い、高齢者の独居世帯や夫婦の みの世帯が増えている一方で、子供がいなかったり、 親族間の交流が少なくなることで、親族内で、いわゆ る「身元保証人」を用意できないケースが増えてきて いる状況に対して、「身元保証」をうたう事業者が増 えていることについて取り上げてきました。

そこでは、同年8月7日に総務省から公表された、 「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護 の推進に関する調査の結果 | に基づき、この事業を直 接規律・監督する法令・制度等がなく、いわゆる「監 督官庁」もないこと、契約者に不利な契約内容による トラブルが多発していることなどを掲載しました。

また、令和6年2月5日に、日行連権利擁護推進委 員会が開催した権利擁護セミナー「身元保証等高齢 者サポート事業とは?~行政書士との関わり方を考え る~」において、この問題を取り上げました。

この時点で、直接規律する法令まではいかなくと も、一定の基準としてのガイドラインが必要であるこ とは共通認識となっていましたが、その後4月にガイ ドライン案の公表とパブリックコメントを経て、6月 11日に「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」 として策定されました。

2. ガイドラインの対象

このガイドラインでは、これまで「身元保証等高齢 者サポート事業」と呼んでいたものを「高齢者等終 身サポート事業 | とするとともに、そのサービス内容 を、入院・施設入所の際の連帯保証や死亡・退去時 の身柄の引取りなどの「身元保証等サービス」、死亡 後の葬儀・火葬・埋葬や清算手続などの「死後事務 サービス」、送迎や付き添いなどの生活支援と財産管 理を合わせて「日常生活支援サービス」の三つに分 類しました。

その上で、1)「身元保証等サービス」及び「死後 事務サービス」を提供するものであること、2) 本人 (契約者)と締結した契約に基づき、サービス提供す

るものであること、3)事業として継続的に提供する ものであることの三つの要件を満たす事業者を主な対 象とすることとしています。

では、私たち行政書士についてはどうなるかという 点については、(注)として、「本ガイドラインは、各 種業法による規制が及ばない高齢者等終身サポート 事業者について、一定の指針を示すものであること から、弁護士、司法書士、行政書士等の業法に基づ く規制等が既に存在している業種を対象外とするが、 これらの業種において本ガイドラインに記載している 業務を行う場合には、本ガイドラインを参考とするこ とが考えられる。」として、対象外としながらも、ガ イドラインに沿って行うことを求めているといえます。

また、4月1日に施行された「行政書士職務基本規 則」には、第7章(第63条~第67条)に成年後見業 務に関する規律、第68条に財産管理事務について定 められており、併せてコスモス等の成年後見団体も独 自に基準を設けており、これらを遵守することが求め られます。

重要事項の説明

本ガイドラインは、契約締結に当たって留意すべき 事項、契約の履行に当たって留意すべき事項と続き ますが、多数の項目に及びますので、以前に指摘し た点に絞って見ていきたいと思います。

まず、契約の締結に際しては、サービスの内容や 費用、その支払い方法を始め、サービスの解除方法 や解約事由、解約時の返金に関することなど 12 項目 を重要事項として挙げており、これらの重要事項を 「利用者本人との面談等を通じ、利用者の年齢、心身 の状態、知識及び経験を踏まえた丁寧な説明を行う とともに、重要事項説明書として作成・交付すること により、利用者の理解促進に努めることが重要であ る。」としています。本ガイドラインは、あくまでも 「留意すべき事項」としての指摘にとどまり義務付け をするものとなっていませんが、個人的には重要事項 説明書は特に重要なのでその作成・交付については義 務付けても良かったのではないかと思います。

また、取り消される可能性のある勧誘方法につい

て、消費者契約法が定める不当勧誘に加えて、この 契約に特有の事情として「例えば、高齢者等終身サ ポート事業者が勧誘を行う場合であっても、契約を 締結しなければ現在の生活の維持が困難となる旨な ど消費者の不安を煽るような説明を避け」ることを例 示しています。

4. 死因贈与契約、事業者への寄附及び遺贈 について

本ガイドラインでは、「死因贈与契約の締結や寄附 をすることを、高齢者等終身サポート事業に係る契約 の条件にし、あるいは、高齢者等終身サポート事業 に係る契約とパッケージにした契約プランを設けるこ となど (例えば、利用者が死亡した場合には、利用者 が、高齢者等終身サポート事業者に対して、預託金 の残金を贈与する、あるいは、死後事務委任契約に 基づく事務処理の費用に充てるものとして相続財産 の全部又は一部を贈与する旨の契約を併せて締結す ることなど) は、死因贈与契約や寄附が真に利用者の 意思に基づくものか疑義が残るため、避けることが重 要である。」としているものの、死因贈与契約や寄附 自体は、「本来、それが真に利用者の意思に基づくも のであれば、不適切とはいえない。」として否定はし ていません。

遺贈についても、遺言能力の有無等をめぐってトラ ブルが生じやすいことを踏まえて、「公正証書遺言に よることが望まし」く、「遺贈を受けることを高齢者 等終身サポート事業に係る契約の条件とすることなど は、死因贈与契約及び寄附 (贈与契約) と同様、真に 利用者の意思に基づくものであるか疑義が残るため、 避けることが重要である。」としています。

利用者としては、「これから世話になる又は世話に なっている」ことに対して何らかの形で報いたい気持 ちを持つこともあるでしょう。しかしながら、弱みに 付け込むとまではしなくとも、慣習や同調圧力の中 で、本意とまではいえないような形で寄附や遺贈を決 めてしまうおそれはあると思われます。禁止しないま でも、相当に厳格な手続を求めるべきと考えます。ま た、サービスに掛ける費用を少なくすることで、より 多くの財産を事業者が受け取れる点で、利益相反の 関係にある点も指摘されているところです。

預託金について

身元保証等サービスの連帯保証や死後事務サービ スの費用として、前払金や預託金を支払うことが想 定されます。この預託金についても長期に及ぶ契約 期間の中で、事業者が運転資金に流用したり、経営 破綻することで被害を受けるリスクが指摘されてお り、実際に経営破綻した事例も発生しています。

この点についてガイドラインは、「(1) 高齢者等終 身サポート事業者自身の運営資金等とは明確に区分 して管理すること、(2)利用者に定期的に管理状況を

報告することが望ましい。また、これらの事項を適切 に実施する旨を契約書に明記し、利用者とも共有し ておくことが望ましい。」とするのみです。「供託につ いては法律の定めがない限り利用できないこと、一部 の高齢者等終身サポート事業者においては信託契約 を利用する慣行が既に見られること等を踏まえると、 (中略) 信託契約を利用して保全することが望まし い。」とはいうものの、信託契約は費用の点で一定以 上の財産があることが前提となり、信託銀行も全国に くまなく拠点があるわけではありません。低廉な費用 で利用しやすい商品の開発を促すべきものといえま

6. 判断能力が低下した場合の対応について

契約時においては十分な判断能力があった利用者 であっても、時間の経過とともに、判断能力が低下す ることが考えられます。この点については、「高齢者 等終身サポート事業者が適切な支援を行う場合であっ ても、利用者の判断能力が低下し、十分に意思表示 を行うことができないなど、利用者の権利を保護する 必要がある場合には、成年後見制度を活用すること が必要である。| とし、成年後見制度の利用を前提に しています。

また、事業者自身が任意後見人となる場合につい ても、利益相反に当たる部分について「1) 高齢者等 終身サポート事業者が経営する施設、サービスの入 所契約や利用契約の締結や費用の支払等の代理権を 設定しないこと、2) 高齢者等終身サポート事業者が 経営する施設、サービスの入所契約や利用契約の締 結や費用の支払等に関する事項を代理権の範囲に入 れる場合には、当該事項については任意後見監督人 が代理する旨を契約書に明示しておくことなどの配慮 をすることが考えられる。」としています。

このガイドラインは、昨年の実態調査において課題 となった点について一定の見解をまとめているもので、 あくまでも「望ましい」として規制や義務化するもの ではありません。政府としては自主規制に期待して、 このような形式になっていると思われます。コスモス としても、ガイドラインの対象外であるとすることな く、その趣旨・内容を尊重して、期待される規律の明 確化に取り組んでいかなければならないと考えていま す。

〈参照〉厚生労働省ホームページ

・高齢者等終身サポート事業者ガイドライン (主なポ イント)

https://www.mhlw.go.jp/content/001262635.pdf

・高齢者等終身サポート事業者ガイドライン https://www.mhlw.go.jp/content/001262636.pdf

日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑 2024」

の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日新聞社から発刊 されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に令和2年度から協賛しています。本年 度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事を掲載しましたので、是非御覧ください。



日行連掲載ページ

行政書士の業務について子どもにも 分かりやすく説明されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャ リア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の 小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

─2023 年度実績─ 協賛:108 社 寄贈:72,250 部

朝日新聞社が運営する Web サイト「おしごとはくぶつかん」(https://oshihaku.jp) でも、 おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



行政書主第圏パツフレット

の御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを 作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等 https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf



























令和6年度行政書士制度PRポスターの 撮影現場から

<広報部>

広報部では、毎年 10 月に実施している行政書士制度広報月間事業の一環として、行政書士制度 PR ポスターを 作成し、会員の皆様を始め、各単位会や各自治体などに配付し、掲示の御協力をいただいています。

本年度のポスターのモデルは、俳優の伊原六花(い はら りっか) さんです。

ドラマやバラエティ番組など様々な分野で大活躍中 の伊原さんには、今回も多忙を極めるスケジュールの合

間を縫って、令和6年4月9日、関係者立会いの下でポ スター撮影に臨んでくださいました。俳優として様々な 映画やドラマ、舞台、バラエティ番組等で活躍されてい

ます。そんな伊原さんです が、撮影では俳優としての 本領を発揮され、様々な 表情やポーズを見せてくだ さいました。明るく元気な 伊原さんのお人柄で終始 撮影現場は笑顔に包まれ、 大変順調に撮影は進みま した。また、当日は日行連 公式キャラクターのユキマ



サくんとの記念撮影にも快く応じてくださり、撮影は無事 に終了いたしました。

ポスター撮影後は、行政書士制度 PR 動画を収録しま した。令和6年8月1日から令和7年7月31日までの 期間限定で YouTube の日本行政書士会連合会チャン ネルにて公開していますので、お見逃しのないよう是非 御覧ください。

本年度も広報部一丸となって行政書士制度の PR 活動 に努めてまいりますので、御理解御協力のほどよろしく お願い申し上げます。



YouTube 日行連チャンネルにて 制度 PR 動画公開中







PROFILE

いはら 伊原

1999年6月2日生まれ。大阪府出身。2018年に芸能界デビュー後、ドラマ「なつぞら」 「チア☆ダン」等数々の作品・CM に出演。2021 年にはミュージカル「ロミオ&ジュリ エット」にてジュリエット役で出演、その他、舞台多数。2022 年ディズニー+「シコふんじゃった」W 主演。2023 年、映画「リゾートバイト」主演、NHK 連続テレビ小説「ブギウギ」出演。2024 年、ドラマ「肝臓を奪われた妻」主演、舞台「ダブリンの鐘つ きカビ人間」、舞台「台風 23 号」(10/5~スタート) に出演。2025 年大阪・関西万博 スペシャルサポーターを務める。

会 員 $\boldsymbol{\sigma}$ 動 き

登録者数(令和6年8月末日現在)

合	計				52,750名
内	訳	男	44,030 名	女	8,720 名
個人事務所開業		男	41,416 名	女	7,789 名
行政書士法人社員		男	1,937 名	女	399 名
個人使用人行政書士		男	361 名	女	264 名
法人	使用人行政書士	男	316名	女	268 名

法人会員(令和6年8月末日現在)

法人会員数	1,415
法人事務所数	1,669
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,190
従たる事務所数	479

異動状況 (令和6年8月中の処理件数)

新規登録	合	計				277名
	内	訳	男	204 名	女	73名
登録抹消	合	計				157名
	内	訳	男	136 名	女	21 名
抹消内訳	廃	業				130名
	死	亡				27 名
	その	り他				0名

御協力のお願い~日本行政を正確・迅速にお届けするために~・

日本行政は、行政書士名簿にあ る会員の事務所所在地と当該会 員の氏名を表記して発送してい ます。

- ○お届け先に事務所名の表示のみで 会員氏名の表示がないため返送 される事例が多くあります。事 務所の入口に会員氏名を明確に 表示してください。
- ○事務所所在地に変更があった場合 は、速やかに所属単位会にお届 けください。

広報部では日本行政が返送されてきた 場合、所属単位会に宛名の調査依頼 を行うとともに、それが確認される ▮ まで以降の発送を停止いたします。

○発送停止の解除は、所属単位会 に依頼した宛名調査の結果に加 え、事務所所在地の変更があっ た場合には、所属単位会を通じ 日行連登録委員会に提出される 当該会員の変更登録申請の処理 手続の結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに 日本行政が届かなくなった場合 は、お早めに日行連事務局までお ┃ 問い合せください。

○発送停止期間中のバックナンバー を希望される場合、在庫管理上、 直近発行号を含み最長6か月まで とさせていただきますので、あら かじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (鵜沼)

福島県いわき市は、令和になってから2度の災害が発生し ました。1度目は令和元年10月台風19号による災害です。 このときは、県との災害時支援協定を基にいわき市、郡山市 に支援をすることになりました。当時いわき支部の副支部長 であった私は、いわき市における罹災証明相談業務を統括す ることになりました。毎晩いわき市と協議しながら会員を毎 日5名派遣し、10日間で延べ人数53名の会員で対応しまし た。その後、損壊家屋等の解体撤去申請窓口を支部で担当し ました。

2度目は令和5年9月台風13号による災害です。当時、 大館市にいた私は、いわき支部長に会員の被災状況の確認を 依頼しました。翌日、いわき市の担当課長と面談して、支援 できる体制を整える旨の話をしました。被害地域が限定的で あったため支援には至りませんでしたが、損壊家屋等の解体 撤去申請窓口を支部で担当しました。

台風シーズンのこの時期、災害時に行政書士がどう対応す るか、どう対応すべきか考えておく必要があります。

月刊 日本行政 10月号

第623号 令和6年9月25日発行

発 行 人 常住 豊

発 行 所 日本行政書士会連合会

〒 105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目

1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL 03-6435-7330 FAX 03-6435-7331

製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部 長 相羽 利子

次 長 鵜沼 理人

部員 成田眞利子

> 大門 則亮 光宣

益子 明浩 吉田

中嶋 章雄



⊞日本行政 10명

令和6年9月25日発行(毎月1回) 発行所:日本行政書士会連合会

発行人:常住 豊 編集人:相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階